

令和5年度工事 主な事故事例

【事故の概要】

外壁塗装の剥離に使用する剥離剤の缶の蓋を開けた際に、高温により気化膨張していた剥離剤が吹き出し、上半身（顔、首含む）全体に浴びて火傷をした。

【事故の原因】

事故発生日の最高気温は35.1℃、剥離剤は直射日光があたらない倉庫内で保管していたが、剥離剤が高温で気化膨張し、噴出することは他の現場でも確認されており、事前に軽く空気を抜いてから蓋を開けなかった事が原因と思われる。

【会社の事故審査委員会で事故と判断した理由】

一歩間違えると大きな人身事故につながるので、新人の作業員にしっかり周知徹底する必要があるのに、請負人及び下請事業者は、新規入場者教育や雇入れ時の新人教育で周知徹底していなかった。請負人の安全管理措置が不適切であったと判断した。



【イメージ写真】

2024年4月から時間外労働の上限規制が適用となります

【上限規制について】

時間外労働の上限は原則、月 45 時間以内、年 360 時間以内となり、臨時的にこれを超える必要がある場合（36 協定の締結・届出が必要）でも、1 か月 45 時間を超える残業は年間 6 回まで残業の時間の上限は 1 年 720 時間まで休日労働と合わせても 1 か月 100 時間未満、2～6 か月間で平均して 80 時間以内となります。

ただし、災害の復旧・復興の事業を行う場合には、1 か月間の残業や休日労働の時間などの規制が適用されません。

【労働基準法の「労働時間」の考え方】

- ・ 基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいいます。使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。
- ・ 労働者が必ずしも現実に活動させていなくとも、使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間に当たります。
- ・ 労働時間か否かは個別判断になりますが、労働時間の考え方そのものは、業種によって異なるものではありません。

【「労働時間になるか」が問題になりやすいケース】

- ① 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）は、労働時間に当たります。
- ② 直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。
- ③ 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。
- ④ 参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

「新規入場者教育の時間」または「KYミーティングの時間」

出典：厚生労働省ホームページ

- ① 適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススム
- ② 冊子：建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説